

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

児童扶養手当に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・特定個人情報ファイルは、児童扶養手当法及び行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で収集及び提供を行っている。</p> <p>①認定請求書・額改定請求書の受付・審査・通知書の作成 ②児童扶養手当の給付 ③未支払手当請求書の受付・審査 ④資格喪失届の受付・審査・通知書の作成 ⑤支給停止関係(発生・消滅・変更)届の受付・審査・通知書の作成 ⑥氏名・住所・支払金融機関変更届の受付 ⑦受給期間変更届の受付・審査 ⑧再認定障害診断書届の受付・審査 ⑨証書再交付申請書の受付 ⑩現況届の受付・審査 ⑪証書の発行</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7項及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・57の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・13,16,26,30,47,64,65,87及び116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども課こども育成係
②所属長	子ども課課長 三浦 尚明
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 子ども課子ども育成係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 子ども課子ども育成係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

